# 長引きそうな治療、医療費が心配

## 自立支援医療費(精神通院医療)制度について

精神障がいの適正な医療を普及するため、障害者総合支援法に基づき、精神に障がいのある方が精神 障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態に対して入院せずに行われる医療を受ける場合に、 必要な費用を一部負担する制度です。通院医療費は原則1割負担ですが、同じ健康保険に加入している 世帯の収入や通院される方の症状により月額自己負担額の上限が設定されています。病院・診療所以 外に薬局、デイケア、訪問看護ステーションも該当します。

精神障害者保健福祉手帳との同時申請も可能です。この制度は知らない方も多くいますが、認知症に おける情動の障がいや行動の障がい等の通院医療助成として重要です。

### ●申請から利用までの手続き

- 1. 居住地の役所の保健福祉課等で「申請書」と「診断書」を受け取り、必要事項を記入の上、世帯の「健康 保険証(国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者は世帯全員、その他の健康保険加入者は受診者と 被保険者の保険証)」「市町村民税所得割額が分かる書類(課税証明書等)」「非課税世帯の収入が分か る書類(源泉徴収票等)」「個人番号(マイナンバー)が分かる書類(個人番号カードや通知カード等)」 「身元確認のできる書類(運転免許証や個人番号カード)」等の必要書類を添えて窓口に提出します (「精神障害者保健福祉手帳」と同時に申請する場合は医師にその旨を相談し、同時申請用の「診断 書 を 1通提出します)。
- 2. この制度が利用できる医療機関は、指定自立支援医療機関に限定されています。申請する際、かかり つけ医または役所の窓口で確認しましょう。また、自立支援医療を受給中に、指定自立支援医療機関 を変更する場合は、医療機関の変更の手続きが必要になります。
- 3. 申請に基づき「審査会」を経て認定されると、「自立支援医療受給者証」と「自己負担上限額管理表」が 送付されます。有効期間は1年間ですが、3カ月前から窓口で再認定の手続きが可能です(再認定の際 の診断書の提出は治療方針に変更のない場合は、2年に1回となります)。

# 重度心身障がい者医療費助成制度について

- 1. 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人は「重度心身障がい者医療費助成」の対象になります。 ただし、65歳になった場合、後期高齢者医療制度への加入が必要になります。
- 2. 医療機関等にかかった時の通院医療費のうち、診療科目にかかわらず病気やケガで受診した保険診 療の自己負担額の一部を助成します。
- 3. 申請手続きは、「健康保険証」と「所得・課税証明書」と「精神障害者保健福祉手帳」を持って、区役所の 窓口で「重度心身障がい者医療費受給者証」の交付申請を行います。
- 4. 所得制限がありますので、区役所の窓口で確認してください。

# 高額医療合算介護サービス費制度

1か月にかかった介護保険の自己負担額が高額になった場合は、「高額介護サービス費」(p9)が、医療 保険の自己負担額が高額になった場合は「高額療養費」が申請によりそれぞれ支給されます。これに加 えて介護保険と医療保険の負担合算額が著しく高額になる場合には申請により負担額の一部が払い 戻されます。世帯内で同一の医療保険に加入している人について毎年1年間(8月1日から翌年7月31 日まで)にかかった「医療保険」と「介護保険」の両方の自己負担を合計してみましょう。

### 1. 利用者負担限度額

所得や年齢によっても基準額が異なります。医療保険や介護保険の窓口で確認しましょう。

#### 2. 支給申請の流れ ......

まず、区役所の介護保険の担当窓口で「介護自己負担額証明書」の交付を受けます。 次に加入している医療保険の窓口に「介護自己負担額証明書」を持参し申請します。 介護保険と医療保険から支給されるために申請から支給までに一定の時間がかかります。

# 医療費の高額療養費の支給

1か月の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額を後から高額療養費と して支給されます。加入している医療保険の窓口に申請が必要です。保険適用の歯科治療やマッサー ジ、訪問看護、補装具等の自己負担額も合計できます。

### ちょうと知う得

継続的に医療が必要にもかかわらず通院が困難となった場合、在宅で 訪問診療を受けることができます。札幌市医師会のホームページでは、 認知症の方の訪問診療に対応可能な医師の検索ができる「在宅療養情 報マップ | を公開しております。(http://www.spmed.ip/z/)

#### 在宅医療ガイドブック

長期の療養を必要とする際や、人生の最終段階を迎える際に、医療に ついての選択を考えるための手引きとして在宅医療ガイドブックが作 られています。各区役所、各区区民センターなどに置かれています。ま た、札幌市のホームページでダウンロードできます。

(http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/zaitaku/guidebook.html)



17

18